

船橋市町会・自治会に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市が町会・自治会の設立等について手続き等を定めることにより、その活動とまちづくりに資することを目的とする。

(要件)

第2条 市が届出を受ける町会・自治会は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内の重複しない一定区域（集合住宅の場合は1棟以上）の地縁にもとづき区域内に住所を有する住民が自主的に結成・運営していること。
- (2) 市政に連携するとともに、区域内のすべての住民が安心して快適に暮らせる良好な地域の維持に努めていること。
- (3) 町会・自治会からの分離・独立により新たに設立する場合は、分離・独立前の町会・自治会と十分協議を行っていること。

(要件の特例)

第3条 前条に掲げるもののほか、町会・自治会が次の各号のいずれかに該当する場合には、市が届出を受ける町会・自治会とみなしてこの要綱の規定を適用する。

- (1) 市と隣接市の境界付近に所在する町会・自治会であって、市外の区域を当該町会・自治会の区域としないことが住みよい地域社会の形成を阻害すると認められる場合
- (2) 重複する箇所を区域に含む町会・自治会であって、当該箇所を区域に含む他の町会・自治会の運営に支障を生じさせない場合
- (3) 区域内に住所を有しない構成員を含む町会・自治会であって、当該構成員が区域にゆかりがあると認められる場合（認可地縁団体の場合又は当該構成員が代表者や主たる役員である場合を除く。）

(規模)

第4条 町会・自治会の加入世帯数は、10以上を望ましい規模とする。

(設立・解散時の届出)

第5条 町会・自治会を設立した団体は、次に掲げる書類を市長に届け出なければならない。

- (1) 町会・自治会設立届（第1号様式）
- (2) 町会・自治会代表者届
- (3) 町会・自治会状況届出書
- (4) 町会・自治会区域図
- (5) 規約
- (6) 設立を議決した総会の議事録
- (7) その他市長が必要があると認める書類

2 町会・自治会を解散した団体は、次に掲げる書類を市長に届け出なければな

らない。

- (1) 町会・自治会解散届（第2号様式）
- (2) 解散を議決した総会の議事録またはそれに準ずる書類
- (3) その他市長が必要があると認める書類
（台帳の整備）

第6条 市長は、前条第1項の規定による届け出があった場合には、町会・自治会の台帳を作成し、当該台帳に登載された町会・自治会に対して必要な情報提供を行うなど、当該台帳を適正に管理・活用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この要綱の施行の際現に存する町会・自治会については、第5条第1項の規定による届出があったものとみなして、第6条に規定する台帳に登載する。